



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年6月20日（金） 号外（第5号）

## 目次

条 例	ページ
○群馬県地域機関設置条例の一部を改正する条例（総務課）	2
○職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	2
○群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（同）	4
○群馬県職員賞じゆつ金授与条例の一部を改正する条例及び群馬県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（同）	5
○群馬県県税条例等の一部を改正する条例（税務課）	6
○群馬県民会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（地域創生課）	8
○群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例関係代執行費用徴収条例（廃棄物・リサイクル課）	9
○大沼キャンプフィールド及び赤城ランドステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（自然環境課）	10
○群馬県森林法関係代執行費用徴収条例（森林保全課）	10
○群馬県議会委員会条例の一部を改正する条例（議会事務局議事課）	11

■ 条 例

群馬県地域機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和七年六月二十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四十四号

群馬県地域機関設置条例の一部を改正する条例

群馬県地域機関設置条例（平成十六年群馬県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表群馬県西部児童相談所の項位置の欄中「高崎市」を「富岡市」に改め、同項所管区域の欄中「高崎市、」を削る。

附 則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第五条第二項の表群馬県西部児童相談所の項位置の欄の改正規定は、令和八年一月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和七年六月二十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四十五号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第一条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年群馬県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九条第一項及び第二項」を「第十九条第一項から第三項まで及び第五項」に改める。

第二十五条の表第二十一条の四第二項の項を次のように改める。

第二十一条の四第二項	並びに第十二 条	第十二条、第十二条の三、第十二条の五、第十二条の七、第十三条の二並びに第十三条の三
定年前再任用 短時間勤務職 員	短時間勤務職員	

第二十七条の表第二十二条の三第二項の項を次のように改める。

第二十二条の三第二項	第十七条の二 並びに第十七 条の三	第十五条の二、第十六条の二、第十七条の二、第十七条の三並びに第二十五条
定年前再任用 短時間勤務学 校職員	短時間勤務学校職員	

第二十八条第二号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の下に「。次条及び第三十条において同じ」を加える。

第二十九条の見出し中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条第一項を次のように改める。

育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）の承認は、三十分を単位として行うものとする。

第二十九条第二項及び第三項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条

の次に次の四条を加える。

(第二号部分休業の承認)

第二十九条の二 育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する同条

第一項に規定する部分休業(以下「第二号部分休業」という。)の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間)

第二十九条の三 育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第二十九条の四 育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分

二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

(育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情)

第二十九条の五 育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出(以下「第二項申出」という。)をした時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更(以下「第三項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第三十条第一項中「」が」の下に「育児休業法第十九条第一項に規定する」を加え、同条第二項中「部分休業」を「前項に規定する部分休業」に改める。

第三十一条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第三十一条 育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

(職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第一条中職員の育児休業等に関する条例第二十五条の表及び第二十七条の表の改正規定並びに第二条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十九条第二項第二号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第一条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第二十九条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年六月二十日

群馬県知事 山本 一太

#### 群馬県条例第四十六号

#### 群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成六年群馬県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第四項中「者をいう」の下に「第十八条の二において同じ」を加える。

第十八条の次に次の二条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第十八条の二 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十八条の三 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- 三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第二条 群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第十条の二第四項中「第十八条の二」を「第十八条の三」に改める。

第十五条の三第二項中「前項に規定する期間内における正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削る。

第十八条の三を第十八条の四とする。

第十八条の二第一項中「請求、申告又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第十八条の三とする。

第十八条の次に次の一条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第十八条の二 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年群馬県条例第一号）第三十二条第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- 二 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 職員の育児休業等に関する条例第三十二条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- 二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附則

（施行期日）

1 この条例中第一条及び次項の規定は公布の日から、第二条の規定は令和七年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 任命権者は、第二条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同条の規定による改正後の群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十八条の二第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

群馬県職員賞じゆつ金授与条例の一部を改正する条例及び群馬県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年六月二十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四十七号

群馬県職員賞じゆつ金授与条例の一部を改正する条例及び群馬県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

一 群馬県職員賞じゆつ金授与条例の一部を改正する条例（令和四年群馬県条例第五十号）附則第二項

二 群馬県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（令和四年群馬県条例第五十七号）附則第二項

附則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和七年六月二十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四十八号  
群馬県条例等の一部を改正する条例

(群馬県条例の一部改正)

第一条 群馬県条例(昭和二十五年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「第八十二条の二第一項」を「第八十二条の三第一項」に改め、  
「」に対する法人税額」の下に「、各対象会計年度の国際最低課税残余額(同法第八十二条の十一第一項に規定する国際最低課税残余額をいう。)に対する法人税額及び各対象会計年度の国内最低課税額(同法第八十二条の十九第一項に規定する国内最低課税額をいう。)に対する法人税額」を加える。

第二十五条の二第九項第四号中「及び群馬県農村地域工業等導入地区における県税の課税の特例に関する条例(昭和四十七年群馬県条例第十三号)」を「、群馬県農村地域工業等導入地区における県税の課税の特例に関する条例(昭和四十七年群馬県条例第十三号)及び群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例(平成二十七年群馬県条例第七十五号)」に改める。

第三十二条第五項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第三十六条中「扶養控除額」の下に「、特定親族特別控除額」を加える。

第四十二条の八ただし書中「第二条の五の三第一項ただし書及び同条第二項」を「第二条の五の三第二項」に改める。

第五十六条第一項中「第七十二条の四十六第六項」を「第七十二条の四十六第七項」に改める。

第四百四十二条第一項中「数量」の下に「(第一号又は第二号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第五号の場合にあつては、第四百四十六条の十九第一項第一号又は第二号の規定により製造の承認を受けた当該消費

又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。)」を加える。

第四百四十七条の十九第二項中「道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十二条の規定により交付された」を削り、「又は身体障害者等」を「若しくは身体障害者等」に、「の運転免許証(以下この項及び第六十二条第二項)を」に交付された道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十二条第一項に規定する運転免許証(以下この項)に改め、「運転免許証」という。)」の下に「又は同法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カード(第六十二条第二項において「運転免許証等」という。)」を加える。

第六十二条第二項中「運転免許証」を「運転免許証等」に改める。

附則第八条の三第一項中「第四百四十五条の五」を「第四百四十五条の十三」に改める。

附則第二十一条第一項中「附則第十条第一項から第三項まで」を「附則第九条の三第一項から第三項まで」に改め、同条第二項中「附則第十条第四項」を「附則第九条の三第四項」に改める。

附則第二十二条から第二十二条の三の四までを次のように改める。  
(加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準の特例)

第二十二条 令和八年四月一日以後に第九十条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ(第八十九条の二第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第九十一条の二の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第九十二条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第八十九条の二第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。)の本数によるものとする。

一 葉たばこ(たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加

熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第四条の二に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限り。 ) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第四条の三に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項において同じ。)の〇・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の〇・二グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が四グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する方法

2 前項第二号に掲げる加熱式たばこ(第九十一条の二の規定により製造たばことみなされるものに限り。)のうち、同項第一号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の施行令附則第十条に規定するものについては、同項第二号ただし書の規定は、適用しない。

第二十二條の二及び第二十二條の三 削除

附則第二十二條の五第一項の表第二号中「オーストラリア軍隊(日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第一条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリア」を「締約国軍隊(我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるもののうち施行令附則第十条の二の第二項に規定するものをいう。)に基づいて、我が国の同意を得て、我が国及び当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して国内(法の施行地をいう。)に所在する当該締約国」に、「オーストラリア軍隊の」を「締約国軍隊の」に、「並びに自衛隊法」を「自衛隊法」に改め、「付されたもの」の下に「並びに日本

国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律(令和七年法律第二十六号)第三条第二項の規定により同項に規定する道路運送車両法の規定が適用されない自動車」を加える。

(群馬県条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 群馬県条例等の一部を改正する条例(令和六年群馬県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「又は同号ロ」を「若しくは同号ロ」に改め、「有しないもの」の下に「又は前事業年度にこの項の規定の適用を受けた法人(八年新条例第五十条第一項第一号ロ(八年新条例附則第十四条の五の三の規定により読み替えて適用する場合を除く。))に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものに限り。」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中群馬県条例第二十五条の二第九項第四号、第五十六条第一項、第四百四十二条第一項、第四百四十七条の十九第二項及び第六百六十二条第二項の改正規定並びに第二条及び附則第四条第一項の規定 公布の日

二 第一条中群馬県条例第三十六条及び第四十二条の八の改正規定並びに次条の規定 令和八年一月一日

三 第一条中群馬県条例附則第二十二條の五第一項の改正規定及び附則第四条第二項の規定 公布の日から起算して七月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第一条中群馬県条例第三十二条第五項の改正規定 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律(令和七年法律第四十七号)の施行の日  
(県民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の群馬県県税条例（以下「新条例」という。）第三十六条の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。（県たばこ税に関する経過措置）

第三条 次項に定めるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第二十二条第一項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に、群馬県県税条例第九十条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第九十二条第一項の製造たばこの本数は、同条第三項及び新条例附則第二十二条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

一 群馬県県税条例第九十二条第三項の規定により換算した紙巻たばこの本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

二 新条例附則第二十二条の規定により換算した紙巻たばこの本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

（軽油引取税に関する経過措置）

第四条 新条例第四百四十二条第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第二十二条の五第一項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

群馬県民会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。  
令和七年六月二十日

群馬県知事 山本 一太

**群馬県条例第四十九号  
群馬県民会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例**

群馬県民会館の設置及び管理に関する条例（昭和四十六年群馬県条例第十四号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例関係代執行費用徴収条例をここに公布する。

令和七年六月二十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第五十号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例関係代執行費用徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例(平成二十五年群馬県条例第四十七号)第七条第二項若しくは第三項、群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例(令和七年群馬県条例第二十一号。以下「改正条例」という。)による改正前の群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例(以下「旧条例」という。)第二十二条第一項から第三項まで又は改正条例附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例第二十二条第三項の規定により命じた措置について、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第二条の規定により知事が行う代執行に要した費用(以下「代執行費用」という。)の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(督促)

第二条 知事は、代執行費用を納期限までに納付しない者があるときは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の三第一項の規定により、納期限後二十日以内に、督促しなければならない。

2 前項の場合において、地方自治法第二百三十一条の三第一項に規定する期限は、督促状の発行の日の翌日から起算して十日以内の日とする。

(延滞金)

第三条 知事は、前条の督促をした場合は、その未納額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

2 前項の延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に千円未満の端数があるとき又はその金額の全額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 第一項の延滞金の確定金額に百円未満の端数があるとき又はその金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(延滞金の減免)

第四条 知事は、災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、前条第一項の延滞金を減額し、又は免除することができる。

(災害等による期限の延長)

第五条 知事は、県又は他の都道府県の区域の全部又は一部にわたる災害その他やむを得ない理由により、代執行費用を納期限又は第二条第二項の期限までに納付することができないと認める場合には、その理由がやんだ日から二月以内に限り、地域、期日その他必要な事項を指定してこれらの期限を延長するものとする。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、代執行費用の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、同日以後に納付を命じる代執行費用について適用する。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第三条第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。)に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中において、年十四・六パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)とする。

大沼キャンプフィールド及び赤城ランドステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和七年六月二十日

## 群馬県条例第五十一号

群馬県知事 山本 一太

## 大沼キャンプフィールド及び赤城ランドステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大沼キャンプフィールド及び赤城ランドステーションの設置及び管理に関する条例(令和六年群馬県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「赤城ランドステーション」を「赤城ビジターセンター」に改める。

第二条中「赤城ランドステーション」を「赤城ビジターセンター」に、「及びランドステーション」を「及びビジターセンター」に改める。

第三条、第五条第二項及び第三項、第十三条第一項及び第二項並びに第十五条中「ランドステーション」を「ビジターセンター」に改める。

別表二の表中「赤城ランドステーション」を「赤城ビジターセンター」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県森林法関係代執行費用徴収条例をここに公布する。  
令和七年六月二十日

## 群馬県条例第五十二号

群馬県知事 山本 一太

## 群馬県森林法関係代執行費用徴収条例

## (趣旨)

第一条 この条例は、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の三又は第三十八条第一項から第四項までの規定により命じた行為について、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第二条の規定により知事が行う代執行に要した費用(以下「代執行費用」という。)の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

## (督促)

第二条 知事は、代執行費用を納期限までに納付しない者があるときは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の三第一項の規定により、納期限後二十日以内に、督促しなければならない。

2 前項の場合において、地方自治法第二百三十一条の三第一項に規定する期限は、督促状の発行の日の翌日から起算して十日以内の日とする。

## (延滞金)

第三条 知事は、前条の督促をした場合は、その未納額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

2 前項の延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に千円未満の端数があるとき又はその金額の全額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 第一項の延滞金の確定金額に百円未満の端数があるとき又はその金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

## (延滞金の減免)

第四条 知事は、災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、前条第一項の延滞金を減額し、又は免除することができる。

(災害等による期限の延長)

第五条 知事は、県又は他の都道府県の区域の全部又は一部にわたる災害その他やむを得ない理由により、代執行費用を納期限又は第二条第二項の期限までに納付することができないと認める場合には、その理由がやんだ日から二月以内に限り、地域、期日その他必要な事項を指定してこれらの期限を延長するものとする。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、代執行費用の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、同日以後に納付を命じる代執行費用について適用する。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第三条第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。)に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)とする。

群馬県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和七年六月二十日

群馬県知事 山本 一太

#### 群馬県条例第五十三号

#### 群馬県議会委員会条例の一部を改正する条例

群馬県議会委員会条例(昭和三十一年群馬県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「場所」の下に「(全ての委員が第十二条の二第二項の規定により委員会に出席する場合は、その旨。第二十一条第二項において同じ。)」を加える。

第十二条の二第一項中「から又は」を「若しくは」に改め、「発生等」の下に「又は育児、介護その他やむを得ない事由」を加える。

第二十二条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))と申出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第二十六条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

第二十六条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

#### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---